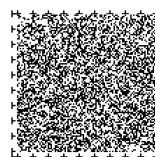


しょう  
障がいのある方へのサポートブック

かた  
～ともに 支え合う街 佐倉～



佐倉市障害者総合支援協議会





発刊にあたって	1
---------	---

## I 障害者総合支援法とは

1 障害者総合支援法の内容	2
2 自立支援給付	3
3 地域生活支援事業	4
4 相談支援	5
5 障害児を対象としたサービス	5

## II 視覚障害のある方と出会ったら

1 視覚障害とは	6
2 目の不自由な方を見かけたら	6
3 誘導の仕方	7
表紙の絵について ～作者の想い～	8
4 視野について	9

## III 聴覚障害のある方と出会ったら

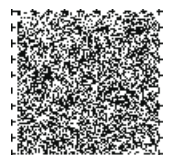
1 聴覚障害とは	10
2 聴覚障害の種類	10
3 聴覚障害者とは	11
4 聴覚障害のある方とのコミュニケーション方法	11
5 聴覚障害のある方が困ること	12

## IV 肢体不自由のある方と出会ったら

1 肢体不自由とは	14
2 生活の中で不便に感じる事	14
3 配慮によって障害による不便さが軽減されます	15
4 配慮のポイント	15
5 窓口業務をするときは	17

## V 内部障害のある方と出会ったら

1 内部障害とは	18
2 心臓機能障害について	18
3 呼吸機能障害について	19
4 ぼうこう・直腸機能障害について	19
5 じん臓機能障害について	20
6 小腸機能障害について	21
7 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害について	21



<b>VI</b>	<b>高次脳機能障害のある方と出会ったら</b>	
1	高次脳機能障害とは	22
2	高次脳機能障害の症状	22
3	基本的配慮について	22
4	注意障害のある方には	23
5	記憶障害のある方には	23
6	遂行機能障害のある方には	24
7	感情障害のある方には	24
8	日常生活場面での対応	24

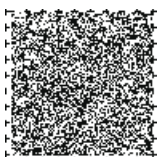
<b>VII</b>	<b>知的障害のある方と出会ったら</b>	
1	知的障害とは	26
2	知的障害のある方の特徴	26
3	知的障害のある方と接する時は	27
4	あなたが接客担当だったら	28
5	あなたが職場の同僚だったら	28
6	案内や書類を書く時の配慮とは	29
7	家族や支援者に連絡が必要な時の配慮とは	29
8	知的障害のある方や家族が求める支援とは	29

<b>VIII</b>	<b>発達障害のある方と出会ったら</b>	
1	発達障害とは	30
2	主な発達障害の特徴	30
3	発達障害のある方とのかかわり方	31
4	日常生活場面での対応	32
5	発達障害のある方や家族が望むこと	33

<b>IX</b>	<b>精神障害のある方と出会ったら</b>	
1	精神障害とは	34
2	統合失調症について	34
3	うつ病について	35
4	出会った時の対応について	37

(参考資料)

障害関係相談窓口のご案内 ～困った時は、こちらへ～	38
障害者に関するシンボルマークのご案内 ～このマークを見かけたらご理解、ご協力をお願いします～	39
障害者手帳について ～この手帳を見かけたら配慮をお願いします～	40
編集委員からひとこと ～サポートブックを作成して～	40



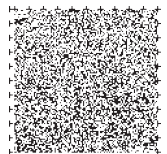
## 発刊にあたって

これまで障害に関する理解と啓蒙<sup>けいもう</sup>を目的としたパンフレットは、行政や各関係団体から多く発刊されています。しかし、それぞれの団体で作成するため発行部数が少なく、また、内容が各障害別になってしまうため「どこで手に入るの」「どれを読んだらいいかわからない」「種類が多くて集めるのが大変」などの声がよく聞かれます。

今回のパンフレットは、上記のことを踏まえ、全ての障害に関する内容を1冊に集約し、講座や研修などでテキストとして活用できるようなイメージで作成しました。障害者が地域生活の中で必要としていること、また配慮してほしいことなど、障害に関する基礎知識や特性、接遇などについて、わかりやすい内容で掲載しております。なお、パンフレットの作成、編集にあたりましては、各障害関係団体の皆さんが担当しました。それぞれのページには、皆さんの『思い』が込められています。

是非とも、このパンフレットを活用していただき、地域の皆様がそれぞれの障害について正しく理解することで、障害のある方の願いを感じ取り、障害を持った方が困っている時に、ふと手を差し伸べることができるよう、共に支え合う地域社会づくりがさらに広がることを望みます。

最後に、『障がいのある方へのサポートブック ～ともに 支え合う街 佐倉～』作成にあたり、ご協力いただいた関係各方面の方々に深く感謝申し上げます。



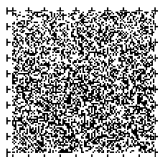
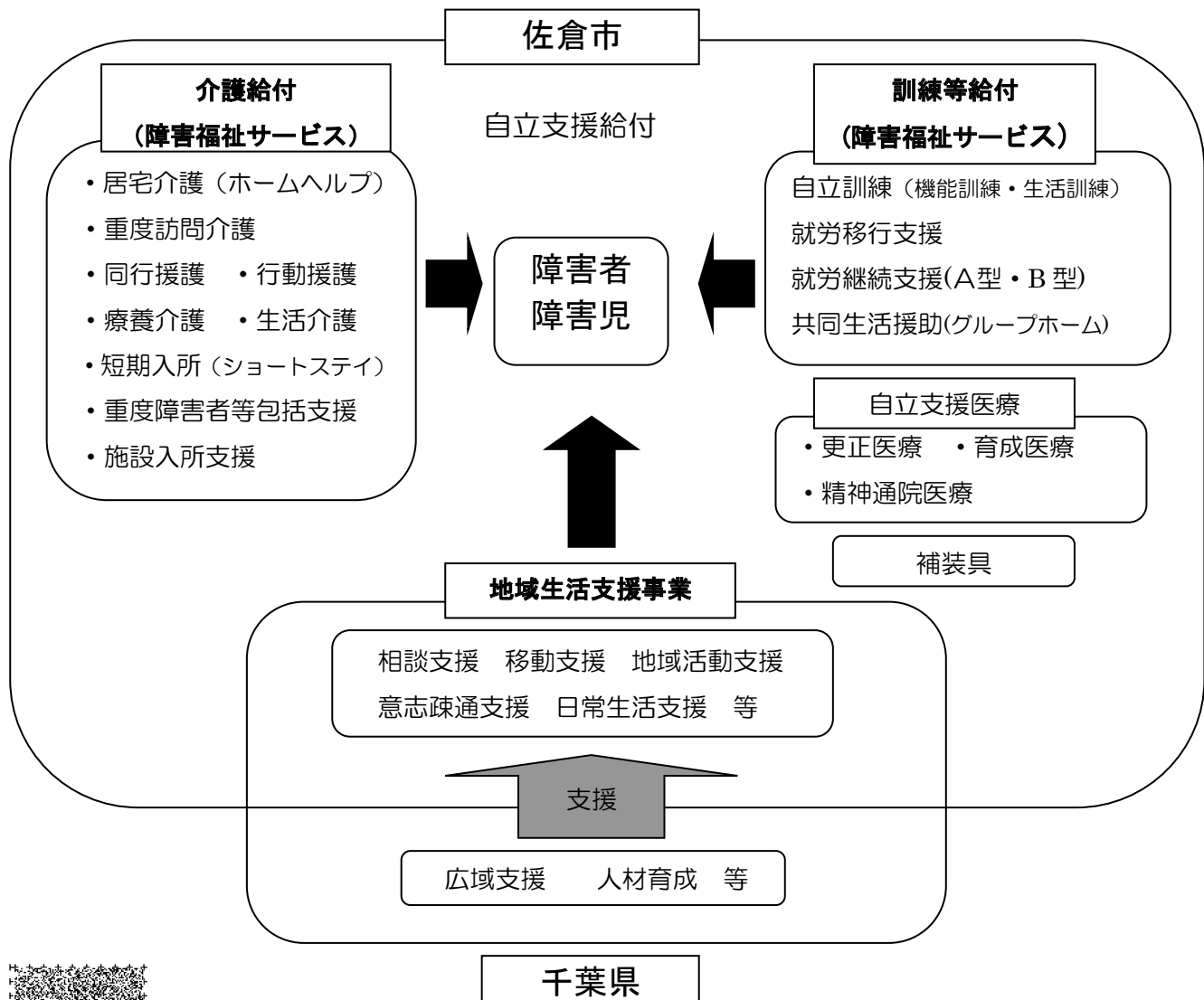
# I 障害者総合支援法とは

## 1 障害者総合支援法の内容

障害者総合支援法は、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念としています。

- 障害者総合支援法のポイント
- ① 障害者の範囲について、これまでの身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害含む）に難病等が追加されました。
  - ② 「障害程度区分」が、障害の多様な特性や、心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを示す「障害支援区分」に改められました。
  - ③ 重度訪問介護や地域移行支援の対象者の拡大や、ケアホームのグループホームへの一元化。

障害者総合支援法による支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。障害児に関するサービスは、児童福祉法に位置付けられました。



## 2 自立支援給付

介護支援を行う「介護給付」や、訓練などの支援を行う「訓練等給付」は、利用者からの申請により認定や支給決定を経てサービスが行われます。

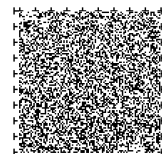
その他に、「自立支援医療」、「補装具」などの給付があります。

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等や家事を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には、介護サービスも提供します。	

### ※障害福祉サービス費の負担割合

自己負担については、原則としてサービス利用の1割負担。

ただし、世帯の所得に応じて一ヶ月当たりの負担に上限額を設定、一ヶ月に利用したサービス量にかかわらず、上限額以上の負担は生じません。

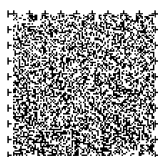




### 3 地域生活支援事業

地域の特性や利用する方の状況に応じたサービスを実施します。

	事業名	事業の内容	
相談支援	相談支援事業	障害者本人や、障害児の保護者、障害者の介護を行っている人から、日常生活や社会生活を営むにあたっての相談を受け、必要な情報提供等の支援を行います。	
	住宅入居等支援		
	成年後見制度利用支援		
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	聴覚、音声言語機能、視覚などの障害のために、意思疎通を図ることに支障がある障害者の、意思疎通の円滑化を図ります。	
	代筆・代読支援事業		
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業		
	点字・声の広報等発行事業		
	日常生活用具給付事業	日常生活を営むことに支障がある障害者等の便宜を図るため、当該障害者等に対し、一定の用具に係る費用を給付します。	
移動支援事業	福祉タクシー事業	対象障害者およびねたきり高齢者台帳登録者の移動においてタクシー等を使う場合に、その運賃の一部を助成します。（上限あり）	
	個別型移動支援事業	介護型移動支援事業(身体介護を伴う-通院を除く-)	屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会参加のための外出（通院、通学、通勤や営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出を除き、原則として一日の範囲内で用務を終えるものに限る）のための支援を行います。
		社会参加型移動支援事業(身体介護を伴わない-通院を除く-)	
		集団型移動支援事業	
		日中活動事業所等通所支援事業	日中活動を行う事業者が、利用者に対し、その事業者が所有する車両で送迎する費用の一部を事業者に助成します。
		障害者福祉施設通所交通費助成事業	日中活動事業所等に日常的に通う障害者に対し、障害者福祉施設への通所に要する交通費の一部を助成します。
		身体障害者自動車改造費助成事業	障害者が就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成します。
		自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者に対して、自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成します。
地域活動支援事業	特別支援学校等放課後対策事業	特別支援学校等に通学する障害児に対し、放課後や休業日等の一定時間に集団生活の場を提供します。	
	障害者一時介護事業	障害者を介護している保護者の負担を軽減するため、障害者の一時的な介護を行います。	
	日中日帰りショートステイ事業	障害者等の家族の就労支援および日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、障害者等の日中における活動の場を提供します。	
	特別支援学校生等日中活動体験事業	特別支援学校生等の学校卒業時の進路を選択するために、日中活動を体験する場を提供します。	
		地域活動支援センター事業	地域生活支援の促進を図るため、障害者等に対し、創作活動や生産活動、また、生活訓練の機会を提供します。





その他の事業	移動入浴サービス事業	居宅において入浴が困難なねたきり身体障害者に対し、移動入浴車を派遣して入浴の機会を提供します。
	障害者生活ホーム事業	障害者の住まいの場を確保し、社会参加の促進を図ります。
	生活支援事業	障害者等の生活訓練や福祉機器の再利用の促進について、地域での生活を支援します。
	盲人ホーム事業	あん摩師免許、はり師免許、きゅう師免許を有する視覚障害者で、自営または雇用されることが困難な者に対して、施設の利用とともに、必要な技術の指導を行います。
	身体障害者自立支援事業	身体障害者向け公営住宅や身体障害者福祉ホーム等に居住している身体障害者で、日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある重度身体障害者に対し、障害の状況を勘案したうえでケアグループによる介護サービスを提供します。
	障害者職親委託制度	障害者の雇用の促進と職場における定着を高め、自立更生を図るために、障害者を一定期間、障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導および技能取得訓練等を行います。
	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の障害者等の日常生活や家事における支援を行います。
	社会参加促進事業	障害者等の社会参加に係る意欲を助長するために、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動等の振興に係る障害者の大会や作品展、音楽会の実施について必要な支援を行います。

※サービスの利用には、支給決定を受ける必要があります。

助成金額や内容等、事業の詳細については障害福祉課までお問い合わせ下さい。

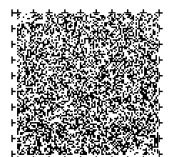
#### 4 相談支援

計画相談支援	サービス等利用計画の作成やモニタリングを行います。
障害児相談支援	障害児支援利用計画の作成やモニタリングを行います。
地域相談支援	施設や病院等を退所し、地域で生活するための地域移行支援計画の作成や、居宅での単身生活における連絡体制の確保等の地域定着支援を行います。

#### 5 障害児を対象としたサービス

障害児通所支援	児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」などの地域支援を実施します。</li> <li>児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを実施します。</li> </ul>
	医療型児童発達支援	
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中や今後利用する予定の障害児に対し、訪問により、保育所等での集団生活に適応するための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

※千葉県が行う「障害児入所支援」を利用する場合は、児童相談所に申請が必要です。



## Ⅱ 視覚障害のある方と出会ったら…

### 1 視覚障害とは

目が見えない（目が不自由である）とは、いったいどういうことでしょうか？私達人間は、あらゆる情報の約80%を視覚から得ているといわれています。もしあなたがその視力を失ったとしたら…。目が不自由であることについて、少し考えてみましょう。

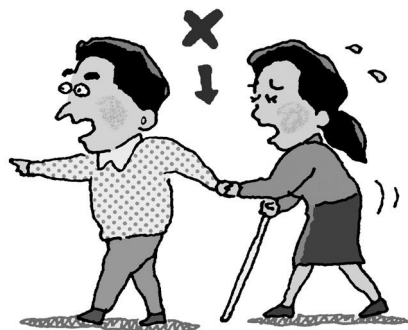
朝目が覚めてから、夜眠るまで、自分の日常生活を考えてみてください。もし目が不自由であれば、何気ない日常の動作が不自由に感じることでしょう。歯を磨く、食事をとる、新聞を見る、テレビを見るなど例をあげたらきりがありません。

### 2 目の不自由な方を見かけたら

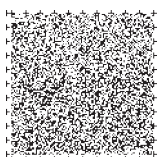
- ・話しかける時は、目の不自由な方の顔をしっかり見ましょう。
- ・まず「何かお手伝いしましょうか？」と声をかけるところから始めます。
- ・挨拶については「Sさん、私はKです。」と名乗ってください。  
「こんにちは。」だけでは、自分に言われているのか、だれが自分に話しかけているのかどうか分かりません。
- ・声かけの際は、静かに穏やかに。大きな声で話しかけると、びっくりしてしまいます。  
※「(私のこと)わかる？」と声をかけるのは、最も失礼なことです。
- ・白杖を使って歩いている方の手や腕をいきなりつかんでしまうのも同様です。後ろから背中を押したりすることもしけません。

#### 《悪い例》

●「手で引っ張る」×



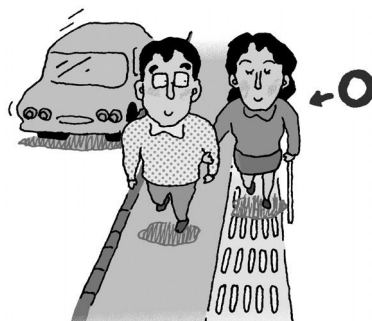
●「後ろから押す」×



### 3 誘導の仕方

- ・誘導する方は白杖を持っていない側に立ち、目の不自由な方に肘をもってもらいましょう。背が高い場合は、肩に手をかけてもらってもよいでしょう。
- ・歩く時は目の不自由な方の半歩先を進むようにし、歩く速さを合わせ、前方に注意しながら進みましょう。
- ・お店や電車などの出入口は、2人分の間かくを確認しながら進みましょう。間かくが少ないと混み合った場所でなくとも、人や物にぶつかってしまいます。
- ・誘導するだけでなく、目の不自由な方の進行方向に自転車や荷物などがある場合には、事前に移動させるのもお手伝いの1つです。
- ・行き先や場所がわからなくなり、迷っているようなら、目の不自由な方のわかる場所まで誘導します。(同じ行き先ならできる範囲まで、行き先によっては別の方をお願いしてもかまいません)
- ・場所の説明も「あっち」「こっち」といったあいまいな表現では伝わらないため、その方の立っている位置から見て前後左右で、具体的な数字を使うと伝わりやすくなります。  
(例「ここから、前に10メートルほど歩いたら、その左側にあります」など)

#### 《誘導の基本》

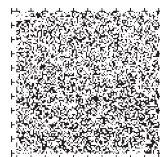


#### 《階段では》

- ・階段は、昇りなのか降りなのかをしっかりと伝えましょう。  
階段の手前でいったん止まり、白杖で段（高さ）を確認してもらいます。段が終わったら「おどり場ですよ」「階段が終わりました」など位置を伝えます。
- ・エスカレーターも乗り降りの際は、階段同様必ず声をかけてください。

#### 《建物の入口では》

- ・ドアの種類を伝えます（押すのか、引くのか、左右どちらに動くのかなど）。
- ・ドアノブに触れさせて、目の不自由な方にドアを開けてもらい介助者が先に入ります。次に目の不自由な方が入り、ドアを閉めてもらいます。(自動ドアの場合は、ドアに挟まれないように注意しましょう)



## 《椅子に座るときは》

- ・椅子の前でいったん止まり、椅子があることを伝えます。
- ・目の不自由な方の手を椅子の背もたれに触れさせて、ひとりで座ってもらいます。

## 《バス・電車では》

- ・バス、電車が到着したら「バス(電車)が来ましたよ。」と声をかけてください。
- ・ドアの前で、車両とホームなどの床の高さ、車両との隙間の大きさについて説明します。
- ・段差が小さい場合は、白杖で確認してもらいながら乗り込みます。段差が大きい場合は、ドアの端をつかませて乗ってもらいます。
- ・空席があれば、席まで案内し、座席を確認してもらいながら座ってもらいます。ない場合には、握り棒やつり革をつかませてください。
- ・席が空いたら「すぐ前が空きましたよ。」と声をかけてください。できれば、右か左かを教えてあげましょう。
- ・前向きの席ならば、背もたれが肘掛けに触れさせてください。  
※その際、引っ張ったり、押ししたりはしないでください。

### 表紙の絵について ～作者の想い～

表紙の絵は、佐倉市視覚障害者会の関次子さんに作成していただきました。

この絵と共に、以下のメッセージが寄せられています。

スティーブンス・ジョンソン症候群（薬害）によって、色彩も物の形も少しずつ目の前から消えていきました。今は、もう音の世界の私ですが、口述によって「想い」を線にし、色をのせ、描いてみました。

佐倉の大地を右手に風船をもって歩く笑顔の少女。

ハートの形のピンクの風船は、閉じこもらず、風を感じ、温かい心との出会いを。

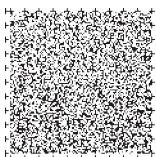
ブラウスの襟と袖口は、空の色を。スカートは、花の中で最も多いとされる黄色。

チェックの模様は、人と人との交わりと支え合いを。

青い靴は、豊かで美味しい水を。

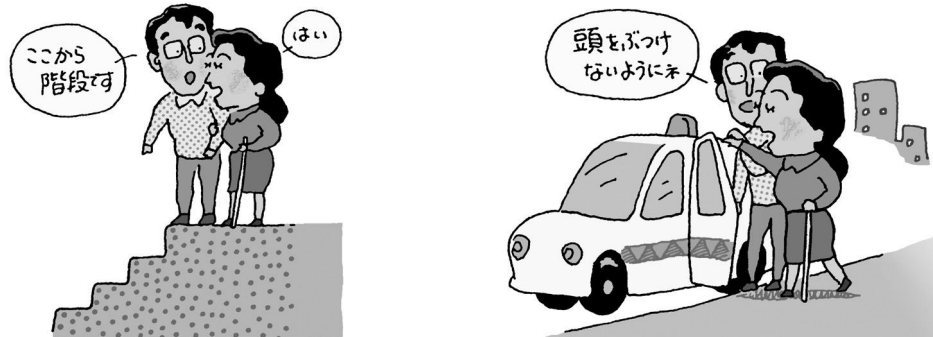
例え不自由でも、心はいつも爽やかな青空のように…。

関次子&姪



### 《横断歩道では》

- ・信号が青に変わったら「一緒にわたりましょう。」と声をかけましょう。



### 《お手洗いででは》

- ・和式なのか洋式なのかを説明します。
- ・トイレットペーパーの位置、トイレットペーパーがあるかどうか、水を流す装置が自動か手動かなどトイレ全般について入る前に説明してください。

### 《飲食店では》

- ・メニューを読み上げてください。
  - ・配膳されたら、声をかけてください。
  - ・テーブル上のものを伝える際には「クロック・ポジション」(※)を使いましょう。
- ※クロック・ポジションとは、物の位置を時計の文字盤に見立てて説明するものです。  
例「10時の方向にケーキがあります」など。
- ・コップなどの食器は勝手に動かさず、動かすときは必ず声をかけてください。

## 4 視野について

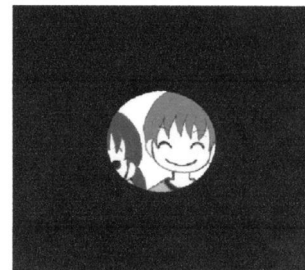
・目の不自由な方と言っても「全く見えない方」「どうにか1人で歩ける方」「まぶしくて見えにくい方」「急に室内に入って見えにくくなる方」「視力はあっても見える範囲の狭い方」・・・それぞれ状況が違います。



弱視

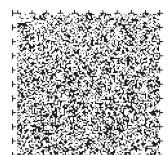


視野欠損



きょうさく  
視野狭窄

イラスト：加藤 紗織

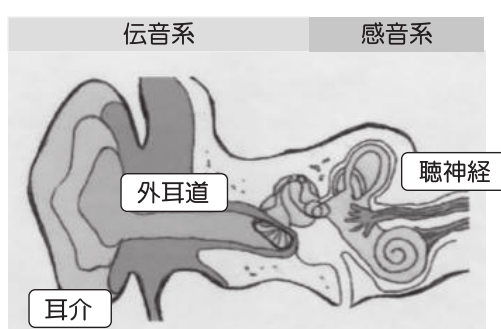




### III 聴覚障害のある方と出会ったら…

#### 1 聴覚障害とは

聴覚に何らかの障害があるため全く聞こえないか、聞こえにくい障害のある方を総称して聴覚障害者といいます。聴覚障害者の中でもほとんど聞こえず、手話など視覚的なコミュニケーション手段を用いる方を「ろう者」、補聴器などを用いて音声によるコミュニケーションがはかれる方を「難聴者」、聴覚障害が生まれつきではない方を「中途失聴者」ということもあります。また、障害がある部位によって「伝音性難聴」と「感音性難聴」、この両方を併せ持つ「混合性難聴」に分けることもあります。



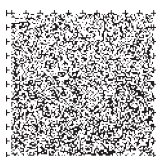
イラスト：加藤 紗織

耳のしくみは、このようになっています。



#### 2 聴覚障害の種類

- 伝音性難聴・・・音の振動を伝える器官の障害による難聴です。これは音を聞くための神経には異常がないので治療できる可能性があり、補聴器で音を大きくすることによってかなり聞こえるようになります。
- 感音性難聴・・・音の振動を聴覚神経の興奮に変える部分と、脳に信号を伝える部分の障害です。大きな音は健聴者並にわずらわしく感じるのに、小さな音はあまり聞こえません。また、音の区別も難しいです。感音性難聴は周波数により聞こえにくさが異なることもあり、特に幼児期から高い音が聞こえない場合は発音の修得が難しい問題もあります。
- 混合性難聴・・・伝音性難聴と感音性難聴を併せ持った難聴です。





### 3 聴覚障害者とは

#### 【ろう者・ろうあ者】

主に、ろう学校卒業者や手話使用者、音声言語獲得前に失聴した方が多いです。また、聴覚障害という言葉は「障害」が含まれているので、それを嫌う方も自分のことを「ろう者」と表します。

医学的な区分では、両耳100dB（デシベル（※））以上の最重度聴覚障害のことを「ろう」といいます。

※ 100dB ってどれくらいの音？・・・電車が通過する時のガード下の音

#### 【難聴者】

主に、音声言語獲得前に失聴した方で、聴力障害が比較的軽い、またはろう学校に行かずに地域校に通った聴覚障害者などを指します。

#### 【中途失聴者】

音声言語獲得後に聴力が下がったり、聴力を失った人のことです。ろう者との区別が難しく、今でもはっきりしていません。音声言語獲得後なので、発声は比較的可能な方が多くいますが、聞くことが不自由になるため、音声コミュニケーションが極めて不便になります。

### 4 聴覚障害のある方とのコミュニケーション方法

#### ◎筆談

◆簡潔でわかりやすい文章を心がけてください。

◆ていねいに読みやすい字で書いてください。

※特に難聴者、中途失聴者の方へは、要約筆記や筆記通訳が有効です。



#### ◎読話（口話）

◆唇の動きをはっきりとさせ、ゆっくり話してください。

◆口元が見えるように、相手に顔を向けてください。

◆唇の形が似た言葉は間違いやすいので、気をつけてください。  
（例）「たまご」「たばこ」

◆話が長くなるとわかりにくくなるので、文章を適度に切って話をしてください。



イラスト：  
東京都心身障害者福祉センター

